# とうしゅん

# 相続定期預金

2021年4月1日(木) ~ 2022年3月31日(木)

大切な人の想いを、お預かりいたします。

1年もの定期預金 店頭表示金利

+0.10%

※ 自動継続後の利率は、継続日における 店頭表示の利率を適用します。

### ご利用いただける方

個人の方に限ります(屋号付の個人の方は除きます) 相続を受けられ、相続手続き完了後1年以内の方

#### 預入期間

1年(自動継続扱い)

#### 預入金額

新規預入1口100万円以上 (相続で取得した金額の範囲内に限ります。)



詳しくは、担当者または窓口までお問い合せください。







## とうしゅんの相続定期預金 商品概要

商品名 「愛称」	スーパー定期預金・大口定期預金「相続定期預金」
販売対象	個人(屋号付き個人の方は除く)相続を受けられ、相続手続き完了後1年以内の方
取扱期間	2021年4月1日(木)~2022年3月31日(木)
預入期間	1年(自動継続扱い)
預入金額	新規預入1口100万円以上(相続で取得した金額の範囲内に限る。)
払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
利息	(1) 適用金利/1年もの定期預金店頭表示金利+0.10% 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 (2) 計算方法/付利単位を1円とし、1年を365日とする日割り計算
税金	2013年1月1日~2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315% (国税15.315%地方税5%)の税金がかかります。(ただしマル優を利用の場合は除きます。)
付加できる特約事項	「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率) マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の①、②の預け入れ期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ① 預入日から解約日までの期間が6ヶ月未満の場合、解約日における普通預金の利率 ② 預入日から解約日までの期間が6ヶ月以上の場合、約定利率×50%の利率
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時~17時、電話:0568-75-3048)にお申し出ください。
紛争解決措置	愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-359 5-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-582 5)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際は、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他の事項	<ul><li>(1) 金利環境の変化等により適用する金利が変更されることがあります。</li><li>(2) この預金は預金保険制度の対象商品です。</li></ul>
必要書類	●当金庫で相続手続きを行われた方 ① 本人確認書類(運転免許証・健康保険証等) ② お届印 ※相続手続きに所定の書類を提出済のため特別な書類の提出は不要 ●当金庫以外の金融機関で相続手続きを行われた方 ① 本人確認書類(運転免許証・健康保険証等) ② お届印 ③ 相続の完了時期が確認できる書類 (例)・金融機関に提出した相続依頼書の写し ・被相続人名義の解約済み通帳と計算書の写し ④ お預入される方が相続人であることを確認できる書類 (例)・戸籍謄本(または改製原戸籍謄本)の写し ・遺言書(公正証書遺言、または自筆証書遺言検査済みのもの)の写し ・遺産分割協議書の写し ⑤ お預け入原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 (例)・金融機関に提出した相続依頼書の写し ・ 被相続人名義の解約済み通帳と計算書の写し ・ 被相続人名義の解約済み通帳と計算書の写し ・ 遺言書(公正証書遺言、または自筆証書遺言検査済みのもの)の写し ・ 遺言書(公正証書遺言、または自筆証書遺言検査済みのもの)の写し ・ 遺言書(公正証書遺言、または自筆証書遺言検査済みのもの)の写し ・ 遺産分割協議書の写し

#### 詳しくは、担当者または窓口までお問い合せください。

#### あなたと街のパートナー

# 東春信用金庫

小 牧 西 支 店 ☎(0568)75-4131

本店営業部 🗖 (0568) 72-2188 桃花台支店 🗖 (0568) 78-1241 味 岡 支 店 ☎(0568)77-1311 春日井支店☎(0568)81-4148 篠 岡 支 店 ☎(0568)79-8108 高蔵寺支店☎(0568)51-2551 勝川支店 (0568) 31-3151 市之久田支店 〇(0568)76-7181 坂下支店〇(0568)88-0345 錦通支店〇(052)931-6851

味 美 支 店 🖸 (0568) 31-3111 朝 宮 支 店 🖸 (0568) 33-2611 六軒屋支店☎(0568)82-1315 名古屋支店 ☎(052)751-8161

守 山 支 店 ☎(052)793-5151 志段味支店 (052)736-0239 旭 支 店 ☎(0561)53-1121 江南支店☎(0587)55-3361